12月はハラスメント撲滅月間

年末に向けて仕事が忙しくなり、ハラスメントが起きやすいと考えられる12月は、国が定めた撲滅月間です。

36.9%
パワハラを受けたあと「何もしなかった」人

パワハラを受けた人の68.5%が、怒りや不満、不安などを感じています。それでも何もしなかった人は多く、セクハラでは51.7%。会社の取り組みが進んでいると答えた人ほど、少なくなっていました（令和5年度）。

1　ハラスメントは、会社として許さない　どれも、会社に防ぐ対策が義務づけられています

上司・同僚などから	上司・同僚・取引先などから	お客さん・取引先などから	就職活動中の学生などへ
パワハラ	**セクハラ**	**カスハラ**	**就活セクハラ**
会社の大きさにかかわらず	同性へのものも含みます	2026年10月から義務	2026年10月から義務

会社の仕事　する人をなくすことも、受けた人を守ることも、会社の仕事です。妊娠・出産、育児休業などに関するハラスメントを防ぐことも義務です。

2　「あたる例」を知っておく　国の指針の例から

パワハラ
- 人格を否定する言葉
- 人前で大声で、くり返し叱る
- 仕事と無関係な私用をさせる

セクハラ
- 性的な冗談やからかい
- 食事やデートへのしつこい誘い
- 腰や胸などに、何度もさわる

カスハラ
- 土下座を強要する
- 大声をあげて、威圧する
- 長い居座りや電話で拘束する

! 忘年会など、仕事の延長の席でも同じです。一方で、必要な注意や指導、正当な苦情は、ハラスメントではありません。

3　困ったら、ひとりで抱えない　受けたときも、見かけたときも

社外　労働局の「総合労働相談コーナー」（各都道府県の労働局や、労働基準監督署などにあります）。無料で、名前を言わずに相談できます。

社内の相談窓口　----------

連絡先　----------

! 相談したことを理由に不利な扱いをすることは、法律で禁止されています。

年末にやってみよう　「ありがとう」「お疲れさま」のひとことを、いつもより増やしましょう。困ったときは、ひとりで抱えずに声をかけてください。

印刷・配布は自由です。内容と社名は変えずにお使いください。この資料は一般的な健康の情報です。体調が気になる人は、医療機関に相談してください。

出典：厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」／厚生労働省・都道府県労働局「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」（令和8年7月）／厚生労働省「令和5年度 職場のハラスメントに関する実態調査 報告書（概要版）」／東京労働局・長野労働局 報道発表「12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です」（2025年）

津山産業医事務所株式会社　tsuyama-sangyoi-office.com

くわしい解説
（産業医のコラム）